

# 英国の創作性要件について

弁護士 坂田 均

1 英国の判例に現れた創作性要件に関する最も一般的な説明は、著作物は「労力、技量および判断力 (labour, skill and judgement) の結果でなければならぬ。」というものであるが、判例によって内容は少しずつ異なる。「労力、技量または判断力」と選択的に捉える場合もあるし、資本 (capital)、努力 (effort)、知識 (knowledge) 等が付加される場合もあった。事件ごとの具体的な事実や程度の違いが、このような多様な展開になった理由であるといわれている<sup>1</sup>。

英国における創作性要件は、18世紀から19世紀にかけて判例法上形成されて来たものである。その代表的なものが1809年のLongman v. Winchester<sup>2</sup>である。同事件は原告のカレンダーの大半が被告によって無断複製されたという事案であったが、大法官エルドンは、「他人の労力と技量 (the labour and skill of another person) を単に利用したに過ぎない場合、裁判所はその行為を侵害とせざるを得ない。」と判断して、明確に創作性要件の必要性に言及している。その思想的な背景は、ジョン・ロックの「労働価値論」(the labour theory of value) であるといわれている<sup>3</sup>。

このような英国の創作性要件は、EUによって概念の変更を余儀なくされている。英国としては、EUのデータベース指令(1996年)やコンピューターソフトウェア指令(2009年)の「著作者自身の知的創作」(author's own intellectual creation) という創作性要件に準拠する必要があったからである<sup>4</sup>。

2 英国における創作性要件の意味を整理すると、2つの特徴を挙げることができる。

まず、第1は、著作物として保護されるためにはその表現は、「独自または新しい表現形式 (original or novel form) である必要はないが、他人の作品からコピーしたものであってはならない (the work must not be copied from another work) — それは著作者から生じたものでなければならない (it should originate from the author)。」これはUniversity of

London Press v. University Tutorial Pressが明らかにした創作性要件に関する有名なフレーズである<sup>5</sup>。

第2は、「労力、技量および判断力」の判断基準である。London Press v. University Tutorial Pressでは、数学の試験問題の著作物性が問題になっていたが、判決では、さらに、「共通してもっている知識を利用するものであってはならない (must not draw on the stock of knowledge which is common to)」し、また、「どのような場合であっても、試験問題は、選択、判断力及び経験を含むものでなければならない (in any case it was admitted that the paper involved selection, judgment, and experience)」として創作性要件のあるべき内容について言及していた。この要件は英国独特のものであるが、費やされた「労力、技量および判断力」が、「実質的 (substantial)」か、「些細 (trivial)」かといった質的・量的評価を伴うところに特徴があるといえる。

Walter v. Lane<sup>6</sup>では、ローズベリー首相の演説を聴き取った新聞記事の著作物性が争われたが、裁判所は、演説を聴き取った記事、それは一言一句再現したものであったが、記事にするためには多大の「労力、技量および判断力」が必要であったとして創作性を認め著作物性を肯定した。ただ、口頭でなされた演説を記事に転換するために新聞記者が発揮した能力は、文書作成の中でもかなり技術的なものに限定されていたように思われる。

Ladbroke v. William Hill<sup>7</sup>は、サッカーの賭けくじ券の著作物性が争われた事案であるが、貴族院(裁判所) (House of Lord) (2009年までの上告審)は、「賭けくじ券の作成に技量、判断力および労力を費やしていれば創作性が認められる。」として著作物性を肯定した。多くの対戦リストの作成と試合ごとの掛け率の設定がかなり複雑なもので技術的要素や労力の要素はうかがえるが、それが創作性を基礎づけるのに十分なものかが問われた事案であった。上告人は、「(本件賭けくじ券)を作成するのに要する労力、技量または判断力は些細なものであって創作性要件を充たさない (that part to their operation involved so little skill, judgment or labour that cannot qualify as "original")。」と反論したが、裁判所は、「本件賭けくじ券発券事業は公衆にアピールするものでなければならないし、その様式と配列は賭けの性質に関する先例によって支配されたものでもない (Their business was to devise a coupon which would appeal to the betting public, and its form and arrangement

were not something dictated by previous decisions about the nature of the bets to be offered)」ことを根拠に、費やされた労力、技量および判断力は、「実質的」なものであると判断したのであった。

英国では、特に編集物 (compilation) については、素材の選択や配列に費やされたものが「些細」でない限り、創作性を肯定する傾向にある。

### 3 次に、EUの創作性要件との関係について検討してみる。

EUのデータベース指令を例にとって検討してみたい。前述のとおり、英国はデータベース指令を国内で実施するために、データベース規則(1997年)を制定し、同規則3A(1)で「著作者自身の知的創作」というEUの創作性要件の文言をそのまま導入していた。なお、英国は2020年2月1日にEUを離脱したが、現在もこの規定は改正されていない。

英国とEUの創作性要件はどのように異なるのであろうか。

Football Dataco v. Yahoo! UK<sup>8</sup>を見てみよう。

原告であるFootball Datacoらは英国およびスコットランドのサッカー・リーグ(プレミア・リーグ)を組織していたが、同社らが作成した年間の試合日程表をYahoo UKが無断で使用していたことから、その試合日程表の著作物性が争いになった。

英国控訴院 (the Court of Appeal) は、この試合日程表の著作物性に関して、EUデータベース指令3条(1)の「著作者自身の知的創作」の解釈に関して、欧州連合司法裁判所 (CJEU) に対して予備的判決を求めた。なお、同項は、「データベースの内容の選択または配列において著作者自身の知的創作によって構成されていること」(databases which, by reason of the selection or arrangement of their contents, constitute the author's own intellectual creation) を要件としている。

英国控訴院からの質問内容は、①データの作成自体の知的努力および技量は排除されるか。②既存のデータに重要なものを付加することは選択または配列に含まれるか。③「著作者自身の知的創作」は、著作者からの重要な労力及び技量以上のものを求めているかであった。

英国控訴院の一連の質問からは、データベースに含まれるデータの保護とその選択配列で保護されるデータベースの保護に関して混同があるように見受けられるが、そこにまさしく英国の特殊性を見ることができる。

欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、要約すると、質問①との関係では、データそのものの作成、たとえそこに重要な労働および技量が含まれるとしても、それだけではデータベース指令の下で著作物として保護されることはない。質問②との関係では、重要なデータの付加は選択または配列の有無とは関係がないこと。質問③との関係では、その労働および技量がデータの選択または配列において何らかの創作的表現をしている必要があるとの判断を示した。また、これらの判断と異なる英国内法による解釈は排除されることも付言している。

### 4 英国に判例法上伝統的に認めてきた「労力、技量および判断力」には、演説を文章化する能力、対戦リストや掛け率を組み合わせる技量や労力、同じ対象物を再現する描写力<sup>9</sup>など、著作者自身の知的創作とは異なる要素を評価し創作性要件を認めてきた歴史がある。上述の英国控訴院の質問の背景には、このような伝統的な裁判例との齟齬をどのように調整するかという悩みともいべき課題があったといえる。

今後、英国がEUから離脱した後にどのような道を辿るのかは現時点では明らかでないが、このような相違点の動向に注視する必要がある。

- 1 L Bently, B. Sherman & Others, *Intellectual Property Law*, 6th ed. [2022], Oxford University Press, p104.
- 2 Longman v. Winchester [1809] Eng. Rep. 987.
- 3 ジョン・ロック「統治二論」(加藤節訳、岩波文庫326頁)。「彼の身体の労働と手の動きとは、彼に固有のものであるといってよい。従って…彼はそれに彼自身のものである何かを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。」
- 4 Software Dir. Art1(3), Database Dir. Art.3(1).
- 5 University of London Press v. University Tutorial Press [1916] 2 Ch 601, 609.
- 6 Walter v. Lane [1900] AC539.
- 7 Ladbrooke v. William Hill [1964] 1 All ER 465, 475.
- 8 Football Dataco v. Yahoo! UK, Case C-604/10[2012] 2 CMLR (24)703[AG41]
- 9 Interlego v. Tyco [1989]AC 217.